

つやま産業支援センター 産業アドバイザー登録募集要項

津山市では、平成27年4月に津山市の産業を活性化し雇用を創出するための取組みを強化するために、つやま産業支援センター（以下「センター」という）を創設しました。

そこで、各分野の専門知識や経験を持つ方に、主に市内の中小企業を支援するアドバイザーとして活躍していただく仕組みを整えるため、意欲ある方を広く募集いたします。下記の要領をご参照の上、是非、積極的にご応募ください。

1. 産業アドバイザーの要件（ と 両方に該当する方）

中小企業への支援意欲があり、中小企業の特徴をよく理解している方

下記2の業務各分野において十分な知識や経験があり、実効性の高いアドバイス、指導を行うことのできる方

下記の資格を有している方は、優遇します。

（弁護士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、公認会計士、税理士、弁理士、中小企業診断士）

【次のいずれかに該当する方は応募できません】

（1）成年被後見人及び被保佐人

（2）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人

（3）日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

2. 産業アドバイザーの業務内容

下記の分野のいずれか（複数登録可）にアドバイザーとして登録の上、企業ニーズに合わせて、日程調整の上、対応いただきます。業務内容としては、主に中小企業への相談、指導、助言、セミナーにおける講師などを予定しています。その他センターの支援事業の企画等に参画をお願いする場合があります。

アドバイスの分野

経営戦略：新規事業の立ち上げ、経営戦略の構築等

IT活用：情報システムの導入、インターネットの活用等

製品開発技術：新製品企画、開発設計、技術開発等

マーケティング：販路開拓、販売促進等

法務特許：各種契約、特許申請等

経理財務：資金調達、原価管理、利益管理等

労務管理：人事考課、賃金制度等

物流管理：原材料及び製品の運搬や保管等

生産管理：生産計画、工程管理、品質管理等

3. 産業アドバイザー事業の手続きの流れ

[登録等の流れ]

別紙「様式1～3：産業アドバイザー登録申請書」とその他必要書類を添えてお申込みいただきます。

センターで1次審査（書類審査）を行います。

1次審査を通過した方に対し、センターから2次審査（面接審査）の日時を電話で連絡いたします。

指定の日時にご来所いただき、2次審査（面接審査）を行います。

2次審査を通過した方に対し、産業アドバイザー登録決定通知書を送付します。
登録者データベースにアドバイザーとして情報が登録され、センターホームページ、センター機関紙及びセンター窓口等で情報公開されます。

1次審査、2次審査ともに選考に漏れた場合は、文書にてご連絡いたします。

4. 勤務条件

勤務条件については、依頼の際に明示させていただきますが、概ね次のとおりです。

勤務日等 原則として平日(土曜、日曜、祝祭日、年末年始(12月28日~1月3日))を除く市役所の開庁日)の9:00から17:00の間でセンターの指示に基づき津山市域の企業訪問、または指定された場所における業務を行っていただきます。

謝礼 原則として日額制20,000円(所得税、その他経費等を含む)
交通費は別途(上限あり)
特に必要な場合は費用等を別途協議します。

毎月末に稼働日数を、センター指定の用紙で報告いただき、謝礼(所得税を源泉徴収したものを)、翌月の15日に金融機関の口座に振込みます。

加入保険 なし

勤務開始 センターが決定した日から

5. 応募の受付

別紙「様式1~3:産業アドバイザー登録申請書」にご記入の上、免許・資格を証する物の写しを添付し、提出してください。

郵送の場合は必ず封筒の表面に「登録申込書在中」と朱書きで明記してください。
ご提出いただいた書類は返還いたしません。

応募は特になく、随時募集中です。

津山市役所東庁舎1階、つやま産業支援センター窓口にて用意しています。

6. お問い合わせ

お問い合わせの受付は、毎週月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで行っております。

申込・問合せ先

〒708-0004 津山市山北663番地 津山市役所東庁舎1階
つやま産業支援センター

電話 0868-24-0740

Fax0868-24-0881

E-mail info@tsuyama-biz.jp